

## 空き家を買いたい・借りたい方

<b>Q1 空き家バンクの利用者は、どのような人が対象ですか。</b>
A 矢板市に定住もしくは定期的な居住を希望する方が対象となります。矢板市内在住の方も利用可能です。
<b>Q2 登録料はかかりますか。</b>
A 空き家バンクに利用者登録をするにあたって、登録料はかかりません。ただし、契約成立時には、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
<b>Q3 空き家バンク利用登録するにはどうしたらよいですか？</b>
A 「空き家バンク利用登録申込書」及び「空き家バンクの利用に関する誓約書」を都市整備課あて提出してください。
<b>Q4 物件の情報はどの程度まで公開されますか。</b>
A 空き家については、住所（字まで）、物件の概要（面積、間取り）写真（外観、家の中）、設備状況、希望価格（売却、家賃）主要施設までの距離等が公開されます。 空き地については、住所（字まで）、物件の概要（面積）写真、地目、用途地域、建ぺい率、容積率、希望価格（売却、家賃）、主要施設までの距離等を公開されます。
<b>Q5 気に入った空き家物件にはすぐ住めますか？</b>
A 家財の撤去や補修などが必要な建物もあります。それぞれの物件で条件が異なりますのでご確認ください。
<b>Q6 建物の所有者と直接交渉はできないのでしょうか？</b>
A 矢板市の空き家バンク制度は、売主（貸主）・買主（借主）間との紛争防止、個人情報の汎用や漏えい防止、円滑な交渉と適正な契約行為を図ることから、（公社）栃木県宅地建物取引業協会が仲介する制度としています。そのため、直接交渉はできません。